

家庭状況等に変更があった場合は、速やかに保育課へ手続きが必要です。

【保育施設用（2・3号認定用）】

**保育所等に入所中の方は保育要件を満たす必要があります。**保育要件については保育所等入園のしおりの「◆ 保育所等入園申込みについて（概要編）」をご確認ください。

次の場合に該当したときは、保育課への書類提出等の手続きが必要となりますのでご確認ください。

#### （１）産休・育休明けで復職される方

申込時に提出した就労証明書に記載されている勤務先及び就労時間のおり復職することが入所の要件になります。就労証明書に記載の就労時間のおり復職できないときは、入所が決定している場合でも取り消しとなることがあります。（保育短時間勤務制度などの利用については保育要件を守ったうえでご利用ください。）

「復職証明書」を復職後2週間以内に提出してください。

※入所月の末日までに、申込時に提出した就労証明書に記載の就労時間のおり復職することが入所の条件になります。復職できない場合は、退所していただくこととなります。

#### （２）申込時に提出した「就労証明書」の内容に変更のあった方

**変更後の「就労証明書」**を速やかに提出してください。申込時より入所調整基準の点数が低くなる（就労時間が少なくなる場合等）場合、入所が決定している場合でも取り消しとなる場合があります。

#### （３）入所後に転職される方、求職中で就労が決まった方、勤務時間等に変更が生じる方

前職の退職証明書等退職日が確認できるもの（転職の方のみ）及び新しい勤務先の「**就労証明書**」を速やかに提出してください。その後、3か月分の就労実績が記入された「**就労証明書**」を就労開始から4か月目の末日までに再度ご提出ください。

#### （４）保育要件が「就労」の方

就労実績が1か月あたり12日を下回る場合、又は64時間を下回る場合は「就労」要件として認められません。R4.10月からの実績は、1時間当たりの賃金が時給1,071円（神奈川県内勤務の場合）を超えている必要があります。

【「就労」要件として認められない例】

- ・ 兄姉が幼稚園等に在園している等の理由により夏休み等長期休暇中の就労実績が基準を下回った。
- ・ 就労する意思はあるが、店長がシフトをいれてくれなかったため、就労実績が基準を下回った。

※お子さんの急な発熱など、突発的な事情により就労実績が基準を下回ることはないよう、余裕を持った就労の予定を立ててください。

#### （５）保育要件が「就労」で退職される方

保育要件が無くなりますので、退職日の月末で退所していただくこととなります。1か月前までに「**保育実施解除届出書**」をご提出ください。

#### （６）就労内定で入所された方

3か月分の就労実績が記入された「**就労証明書**」を入所から4か月目の末日までにご提出ください。

#### （７）保育要件が「求職活動」の方

入所日（又は退職日）から1か月を経過しても就労できない場合は5日以内（4月1日入所の場合は5月5日まで）に「**求職活動報告書**」及び面接案内、面接実施の通知、不採用通知等のコピーを提出してください。さらに、入所日から3か月以内（4月1日入所の場合は6月30日まで）に就労できない場合は、退所していただくこととなります。

家庭状況等に変更があった場合は、速やかに保育課へ手続きが必要です。

【保育施設用（2・3号認定用）】

<b>(8) 出産予定のある方</b>
母子健康手帳の表紙及び分娩予定日記載のページのコピーを提出してください。
<b>(9) 入所児童の弟・妹に係る育児休業を取得予定で、育児休業中も在園を希望する方</b>
「育児休業中の保育の実施に係る申立書」及び育児休業期間が記載された「就労証明書」を育児休業取得開始の1か月前までにご提出ください。なお、育児休業中は、保育短時間認定となります。
就労が理由で保育所等へ入所している児童に弟・妹が誕生し、保護者が育児休業を取得する場合は、弟・妹が1歳になるまで、継続入所が可能です。（弟・妹が1歳に到達する月に新規申込みがない場合は1歳に到達した月の月末で退所となります。） また、弟・妹が1歳の時点で保育所に入所できず保護者が育児休業を延長する場合は、6か月延長して在園可能、1歳6か月の時点でも入所ができず保護者が育児休業を延長する場合はさらに6か月（2歳）まで在園が可能です。ただし、育児休業の延長をせず退職する場合は退所となります。 育児休業を取得せず退職する場合は、保育要件が無くなるため、在園児の継続入所が認められず、退所となります。
<b>(10) 市外に転出される方</b>
要件を満たせばそのまま入所を続けることもできます。保育課までご連絡ください。
<b>(11) 修正申告により、市町村民税額に変更のあった方</b>
保育料が変更となることがあります。保育課までご連絡ください。
<b>(12) 生活保護の受給を開始又は停止した方</b>
保育料が変更となることがあります。保育課までご連絡ください。
<b>(13) 氏名に変更のあった方</b>
「教育・保育の実施に関する変更（解除）届出書」を提出してください。結婚・離婚を伴う場合は戸籍謄本のコピー（変更日を確認するため）を添付してください。結婚（事実婚等も含む）の場合は、配偶者が保育をできないことを証明する書類（「就労（内定）証明書」等）を提出してください。
<b>(14) 世帯構成（同居者等）に変更があった方</b>
「教育・保育の実施に関する変更（解除）届出書」を提出してください。同一の建物に居住している場合は「同居」とみなします（二世帯住宅や、住民票上の世帯が別でも「同居」とみなします）。同居者等が親族以外の場合であっても届出が必要です（事実婚に該当する場合等）。また、別居の事実婚等も届出が必要です。
<b>(15) 退所される方</b>
退所日は原則月末となります。1か月前までに「教育・保育の実施に関する変更（解除）届出書」をご提出ください。
<b>(16) その他の変更があった方</b>
その他の変更については保育課へご連絡ください。